

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成十三年十一月十五日第二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年十一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

取消番号	第一〇二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十七年十月二十八日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県入間郡毛呂山町前久保南四丁目三十三・三十二及び同町同四丁目三十三・二十五・二十一
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十三・六十七
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇